

議案第3号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員提案規程の制定について

提案理由

本案は、職員の事務事業に関する提案を奨励し、その具現化を推進することにより、職員の積極的な創意工夫と仕事への主体的な取組を促進するため、別紙のとおり規程を制定することについて、理事会の決議をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員提案規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員（嘱託職員を含む。以下同じ。）の事務事業に関する提案（以下「提案」という。）を奨励し、その具現化を推進することにより、職員の積極的な創意工夫と仕事への主体的な取組を促進することについて、必要な事項を定めるものとする。

(提案の種類)

第2条 提案の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 改善提案 既に実施した事務事業の改善提案であって、事務処理の改善、効率化又は経費の削減に効果があったもの

(2) 企画提案 未実施の事務事業の改善提案であって、事務処理の改善、効率化又は経費の削減に関するもの

(提案の要件)

第3条 提案は、次の各号のいずれかに該当するものであって、職員の創意による具体的かつ実現可能なもの又は既に実施し改善効果のあったものでなければならない。

(1) 地域福祉の向上に役立つもの

(2) 事務事業の能率向上に役立つもの

(3) 収入の増加又は経費の削減ができるもの

(4) 事務処理の時間短縮や時間外手当等の削減ができるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、本会にとって有益なもの

2 次の各号のいずれかに該当する提案は、対象としないものとする。

(1) 提案内容に、本会又は職員に対する非難、苦情等が含まれているもの

(2) 過去に採用された提案と同一又は類似のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、提案の対象とすることが不適当なもの

(提案の時期及び方法)

第4条 職員は、単独又は共同で随時提案をすることができる。

2 職員は、提案をしようとするときは、別に定める提案書に改善効果算定資料を添えて、所属部署の課長又は管理者を経由して事務局長に提出するものとする。

(提案の審査)

第5条 提出された提案書の内容は、本会会長、事務局長及び事務局次長（又は総務課長）により審査を行うものとする。

(ほう賞)

第6条 本会は、前条の規定に基づき審査を行った結果、提案内容が優秀と認

められた職員に対して、提案1件につき5,000円（共同提案の場合であっても同じ額とする。）のほう賞を与える。

（特別昇給）

第7条 本会は、提案内容が特に優れている提案を行った職員に対して、前条に規定するほう賞に加え、社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会職員給与規程第29条第1項又は社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会嘱託職員給与規程第28条第1項に規定する特別昇給を行うものとする。

（表彰）

第8条 本会は、提案内容が特に優れ、その改善効果が本会の運営に大きな影響を及ぼす提案を行ったと認められる職員に対して、社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会表彰規程に基づき表彰を行うものとする。

（提案の公表）

第9条 提案の内容は、原則として全職員に公表する。

（提案に関する諸権利）

第10条 提案に関する諸権利は、本会に帰属する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。

（適用期日）

2 この規程による第2条第1号の規定の適用にあたっては、平成30年4月1日以後になされた改善提案について適用するものとする。